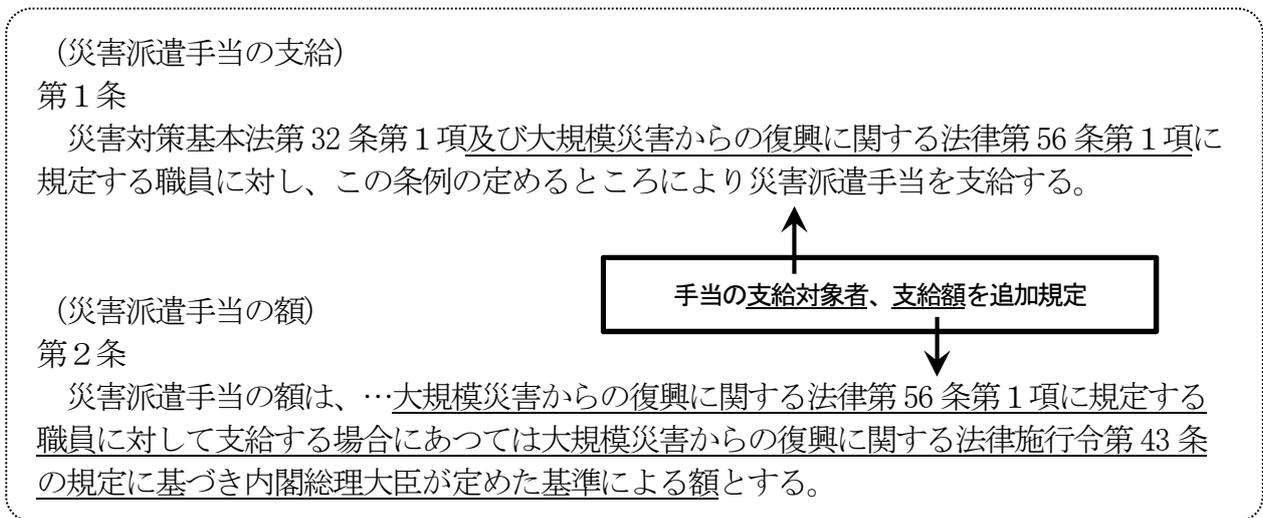


件名	災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
主管課	危機管理課
根拠法令等	大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号） 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）

【改正の概要】

大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、復興計画の作成や復興整備事業の実施等のために同法に基づき本県に派遣された関係行政機関等の職員に対して、災害派遣手当を支給できるようにするもの



施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

災害派遣手当の額（平成25年内閣府告示第204号）

施設の利用区分 派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

※手当の額は災害対策基本法に基づく派遣と同額